

「児童家庭支援センター運営法人の募集」に関する質問と回答

令和 6年 8月20日

	質問項目	質問内容	回 答
1	物件について	<p>児童家庭支援センター(西区)と児童育成支援拠点事業(西部)等を一体的に運営する多機能型児童家庭支援センターの開設を考えているが、今回の応募にあたっては2か所の賃貸物件で応募し、選定がかなえば、速やかに近隣の土地に自己所有の一体型の建物を建設のうえ、移転統合を予定している。</p> <p>このような場合、募集要項5応募条件(4)の「賃貸物件の登記を行わなくとも安定的な事業の継続性の確保が図られている」に準ずるとして、応募の受理は可能か。</p>	<p>募集要項5応募条件(4)に記載しておりますとおり、以下の①～③のように安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、登記を行わないこととしても差支えないこととしております。</p> <p>① 国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けている不動産 ② 建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上 ③ 貸主が地方住宅公社もしくはこれに準ずる法人又は地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体</p> <p>原則、上記①～③に該当しない物件により選定された場合は、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できないため、地上権又は賃借権を設定し、登記が必要となりますが、事業計画等により安定的な事業の継続が確認できた場合は登記を行わないこととしても差支えありません。</p> <p>なお、応募時点では仮押さえでの提案も可能であるため、登記予定ということで受理は可能ですが、条件を満たさなくなったことが確認された場合は失格となります。</p>